

## 今後の予定

本日の議論をもとに検討委員会としての基本計画案の内容確定を行った後、以下の取組を実施していく。

### 1. 基本計画の決定（10月目途）

基本計画案について、近畿地方整備局内部での手続きを通じ、当局としての基本計画として決定する。

### 2. 都市計画公園の決定（2月都計審、3月告示）

事業推進に必要な都市計画法上の手続きとして、基本計画の内容を踏まえ、奈良県が主体となり、公園の位置、区域等の決定を行う。

なお、10月上旬には、原案の地元説明会を実施する。

### 3. その他の取組

基本計画にある各ゾーン（エリア）、施設の整備順序、スケジュールについての検討を行う。

併せて、計画内容をもとに、各ゾーン（エリア）、施設の具体の整備に必要なとなる設計を進めていく。